

道路交通法施行取扱規程の改正について

(昭和54年9月11日)
(栃交企第1184号・栃交指第569号・栃交規第1357号・栃運第1649号栃木県警察本部長通達)

このたび、道路交通法施行取扱い規程(昭和40年栃木県警察本部訓令第8号)の全部を改正した。

改正の趣旨及び改正の要点並びに運用上の留意事項は、次のとおりであるから部下職員に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

道路交通法施行取扱い規程は、制定以来、数次にわたり道路交通法、道路交通法施行令及び道路交通法施行規則並びに栃木県道路交通法施行細則が改正されたことに伴い、交通関係各種事務の取扱いの適正と円滑を図ろうとするものである。

2 改正の要点及び運用上の留意事項

(1) 第2条(信号機の設置等)関係

ア 信号機設置上申の様式を改めるとともに、上申箇所における道路交通環境等総合的に判断することとした。特に交通量、道路幅員、交通事故発生状況は、設置する判断のうえで必要な条件であるから正確に調査を行うこと。また既設関連規制の解除、改善等にも配慮すること。

イ 信号機の設置又は管理の委任申請を受理したときは、申請者が道路交通法施行令第3条の2第2項に定める者に該当し、かつ、維持管理が適正に行われるかどうか、又は委任を必要とする理由があるかどうかを検討すること。

(2) 第3条(信号機管理責任者)関係

信号機の適正な管理を行うため、警察本部(以下「本部」という。)及び警察署(以下「署」という。)に「信号機管理責任者」を置くこととし、本部にあつては、交通規制課長、署にあつては、所轄署長と定めたので相互に連携を緊密にして信号機の適正な管理に当たること。

(3) 第4条(信号機取扱責任者)関係

信号機の管理業務の責任の所在を明確にするため、本部及び署に「信号機取扱責任者」をおくこととし、本部にあつては交通管制センター長及び交通規制課長補佐、署にあつては交通担当課長又は交通担当係長とした。

信号機取扱責任者は、信号機管理責任者の命を受け関係係員を指揮して、信号機の適正な取扱いを行うこと。

(4) 第5条(信号機管理簿)関係

信号機管理責任者は、管轄する信号機について別記様式第4号に定める「信号機管理簿」を備えて、信号機取扱責任者をして適正な管理を行うとともに整理をしておくこと。

(5) 第6条(信号機の点検)関係

信号機については、常時点検と特別点検を行うこととし、それぞれの点検結果を信号機管理責任者に報告し必要な措置を講ずるとともに、その結果を様式第5号の「信号機点検簿」に記載しておくこと。

(6) 第7条(公安委員会の行う交通規制)

交通規制上申書の様式を改め、規制事務の迅速適正を図ることとした。これに伴い上申箇所(区間)の実態、道路標識等の設計等も調査し上申することとした。

(7) 第8条(所轄署長等の行う交通規制)関係

警察署長等の行う交通規制について報告書の様式を改めた。

(8) 第9条(標識等の管理責任者)関係

道路標識、道路標示の適正な維持管理を行うため、所轄署長及び高速道路交通警察隊長を「標識等管理責任者」とし、標識等管理責任者は、交通担当幹部のなかから「標識等維持責任者」を指定し、標識等の適正な維持管理に当たることとした。

(9) 第10条(標識等の点検)関係

標識等維持責任者は、毎月、日を定めて道路標識及び道路標示について点検を行い、その結果は、様式第8号の「道路標識・道路標示点検表」に記載し、補修等を必要とする場合は、第11条に規定する様式第9号、第9号の2の「道路標識・道路標示上申書」により上申することとした。この場合、道路標識については、点検の際に明確に記録しておくとともに道路標示については略図を添付することとし、作業に支障ないようにすること。

(10) 第12条(特定の交通規制の手続き)

道路交通法第110条の2に規定する特定の交通規制の手続きに必要な様式をそれぞれ定めたから適正な手続きを行うこと。

(11) 第13条(緊急自動車の指定等)関係

緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定申請又は届出について規定し、指定申請は交通規制課長、届出については、所轄署長及び高速道路交通警察隊長において措置することとし、その処理様式等を規定するとともに、指定証及び届出確認証の記載事項の変更並びに指定証及び届出確認証の再交付等の手続きを明確にした。

(12) 第14条(通行禁止除外指定車標章の取扱い)関係

道路交通法施行細則第7条第2号に規定する車両の通行禁止の規制の対象から除く車両である犯罪捜査等の警察車両、郵便、電報の配達車両、電気・ガス・電話・水道の緊急修理等の工事用車両等に交付する「標章」の交付申請、記載事項変更、再交付等の手続きを明確にした。

(13) 第15条(駐車禁止除外指定車標章の取扱い)関係

道路交通法施行細則第7条第4号に規定する駐車禁止の規制の対象から除く車両である電気・ガス・電話・水道について緊急修理等の工事用車両、身体障害者の車両医師等の急病者に対する診察又は治療のための車両等の「標章」の交付申請、記載事項変更、再交付等の手続きを明確にした。

(14) 第16条(通行禁止道路通行許可車標識標章の取扱い)関係

道路交通法施行細則第8条に規定する警察署長による通行許可に関する許可申請等の手続きを明確にした。

(15) 第17条(安全運転管理者等の選解任届出)関係

安全運転管理者及び副安全運転管理者の届出の手続きを明確にしたもので、常に実態のは握に努め未選任事業所に対しては速やかに選任が行われるように指導すること。

(16) 第18条(安全運転管理者証等の交付)関係

安全運転管理者及び副安全運転管理者選任届を受理したときは、安全運転管理者証、副安全運転管理者証を交付することとし、その手続きを明確にした。

(17) 第19条(安全運転管理者等の解任命令)関係

道路交通法第74条の3第4項に該当すると認められる安全運転管理者等の解任命令の手続きを明確にした。

(18) 第20条(報告又は資料の提出命令)関係

道路交通法第74条第9項に規定する安全運転管理者選任事業所に対する必要な報告又は資料の提出命令の手続きを明確にしたので、該当事業所については、本手続きにより適切な指導に努めること。

(19) 第25条(免許申請の受理及び取扱い)関係

運転免許試験は、通常は、申請に基づき即日実施しているが、各学校の春休み、夏休み等運転免許申請者が多数にのぼり試験の予約を必要とするときは、免許申請者からの申し込みによつて、様式第32号の「試験通知書」により試験の日時及び場所を指定して行うこととした。

(20) 第26条(運転免許試験)関係

運転免許試験を行うときの受付手続きと適性試験、技能試験、学科試験の手続き及び合格者の発表等の手続きを明確にした。

(21) 第27条(免許証の交付)関係

運転免許証の交付手続きを明確にするとともに、交付に当たっては、受領印を徴し、引き換えに提出された免許証の廃棄状況を明らかにしておくこととした。

- (22) 第28条(免許証の記載事項変更届の取扱い)関係
運転免許証の記載事項変更届を受理した際における取扱いを定め、特に公安委員会を異にする住所の変更届を受理した場合は、様式第46号の「運転免許台帳」を作成することとした。
- (23) 第29条(運転免許の条件(限定)解除)関係
運転免許の条件(限定)解除の申請を受理したときは、運転免許適性試験及び技能試験に準じて行うこととした。
- (24) 第30条(免許証再交付申請の取扱い)関係
運転免許証の紛失、滅失、汚損、破損等による再交付の申請があつたときは、特に免許証の二重取得の防止を図るため、申請事由を十分調査のうえ処理することとした。
- (25) 第31条(免許証の更新)関係
運転免許証の更新申請を受理した場合は、当該免許証と申請書記載事項との照合、適性検査の実施と結果の記載、新たに条件(限定)を付する者についての取扱いに十分配慮すること。
- (26) 第32条(運転免許台帳の保管)関係
運転免許申請調査票及び更新調査票については、運転免許台帳とみなすこととした。
- (27) 第33条(国外運転免許証の交付)関係
国外運転免許証の交付申請を受理したときは、渡航する者であることを旅券、その他渡航するものであることを証する書面で確認し、様式第52号の「国外運転免許台帳」に所要事項を記載のうえ交付することとした。
- (28) 第34条(臨時適性検査)関係
運転免許を受けた者が精神病患者、身体障害者、アルコール、覚せい剤の中毒者等により自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがあるときは、臨時適性検査を行うことになつており、当該運転者を認知した場合は、運転免許課長に通報することとした。
- (29) 第35条(返納免許証の処理)関係
ア 運転免許の取消を受けた者から免許証の返納をうけた場合は、行政不服審査法による異議申立期間である60日間保管したのち、様式第53号の「聴聞台帳」又は、様式第54号の「処分者台帳」に所要事項を記載のうえ廃棄すること。
イ 失効した免許証、再交付を受けた後において亡失した免許証を発見又は回復したときは、免許課長に通報し処理経過を明らかにして廃棄すること。
- (30) 第36条(自動車教習所指定の取扱い)関係
自動車教習所の指定の申請を受理したときは、人的基準、施設の基準、運営的基準が適合しているかどうか意見を付して報告すること。
なお、指定があつたときは、様式第55号の「指定自動車教習所台帳」を作成すること。
- (31) 第37条(管理者の資格審査)関係
自動車教習所の指定申請に伴う管理者及び指定自動車教習所の管理者の変更申請があつたときは、その資格について調査し、意見を付して報告すること。
なお、管理者と認定したときは、様式第56号の「認定書」を交付すること。
- (32) 第38条(技能指導員等の審査)関係
技能検定員、技能指導員及び学科指導員の審査の申請があつたときは、道路交通法施行規則に規定する審査項目により行うこと。
なお、審査に合格した者に対しては、様式第57号、第58号、第59号の「合格証書」及び様式第61号の「指導員証」を交付すること。
- (33) 第39条(指定解除等)関係
指定自動車教習所が指定基準に適合しなくなつたとき、その他道路交通法第98条第10項の規定に該当することとなつたときは、意見を付して報告すること。
- (34) 第40条(指導員等の講習)関係
指定自動車教習所の技能指導員等に対して講習を行つたときは、様式第62号の「講習修了証」を交付すること。
- (35) 第41条(出頭通知)関係
90日未満の行政処分対象者に対する通知は、運転教育課において措置し、この通知に応じない者については、所轄署において個別に通知し、行政処分を執行すること。
- (36) 第42条(運転免許行政処分者台帳)関係
行政処分が決定したときは、運転免許行政処分者台帳を作成し、その後の処分執行、

処分講習による処分期間の短縮、免許証の返還、廃棄等の処理経過を明らかにしておくこと。

(37) 第43条(処分者講習の通知)関係

被処分者から受講申出があつたときは、講習実施計画に基づき、講習の日時、場所を記載した様式第64号の「講習通知書」を交付すること。

(38) 第44条(処分期間の短縮)関係

処分者講習修了者に対しては、所定の試験成績により短縮日数を決定し、様式第65号の「運転免許停止期間短縮通知書」を交付すること。

(39) 第45条(免許証の返還)関係

行政処分の期間が満了した者から免許証の返還の請求があつたときは、第42条の運転免許行政処分者台帳に受領印を徴し、免許証を返還すること。

(40) 第46条(使用者等に対する通知)関係

車両等の運転者の交通違反が使用者の業務に関して行われた場合における陸運事務所等の行政庁及び使用者に対する通知は、様式第66号の「通知書」によるものとした。

(41) 第47条(道路交通に関する調査)関係

公安委員会が行う道路の交通に関する調査、特に、道路における交通量、車両等の通行の経路等の交通に関する調査及び道路管理者その他関係行政庁に対する通知について規定したものである。

3 改正された道路交通法施行取扱規程
別添 省略